

市と議会と一緒にハラスメント防止条例(案)を作成しました

～「ハラスメントをしない、させない、見過ごさない」～

市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)、職員並びに議員が個人として人権が尊重され、快適に働くことができる良好な職場環境の確立を目的に、「ハラスメントをしない、させない、見過ごさない」をスローガンに、市と議会と一緒に、ハラスメント防止等に関する条例(案)を作成しました。

条例は4章(第1章 総則、第2章 市長等及び職員、第3章 議員、第4章 雑則)で構成し、市長等、職員及び議員の間におけるハラスメントについて適用します。

1 主な条例内容

(1) ハラスメントの行為

- ① セクシュアル・ハラスメント
- ② パワー・ハラスメント
- ③ 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント
- ④ 誹謗、中傷、風評等により相手の人権を侵害する行為、不快にさせる行為又は不利益を与える行為

(2) 責務

① 市長等の責務

ハラスメントの防止、被害者への配慮に努め、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

② 管理監督職員の責務

所属職員が能力を十分に発揮できるような職場環境を確保するため、ハラスメントの防止に努めなければならない。

③ 職員の責務

ハラスメントが生じた場合において、事実関係の調査が行われるときは、これに協力しなければならない。

④ 議員の責務

市民の代表者として常に高い倫理観をもち、ハラスメントが行為者の意図とは関係なく生じ得ること、議員及び職員が職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、他の議員及び職員を個人として尊重することを通じて、誠実かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。

(3) 相談窓口の設置

- ① 内部相談窓口(総務デジタル課)
- ② 外部相談窓口(外部の弁護士事務所)
- ③ 議会相談窓口(議会事務局)

(4) ハラスメント対策委員会等の設置

- ① 職員ハラスメント対策委員会、議会ハラスメント審査会
・被害者もしくは行為者が市長等や議員の場合、3人以上の有識者(弁護士)で構成
・上記以外(職員間同士)の場合は、委員は職員で構成
- ② 議会ハラスメント調査委員会 ※当事者が議員間の事案の場合

(5) 対応措置

ハラスメント対策委員会等からハラスメントの事実が存在するとの答申を受けたときは、行為者に対し処分を行うことができる。

- ① 市長等 公表
- ② 議員 調査委員会の決議を経たうえで公表
- ③ 職員 懲戒処分等

2 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

3 参考資料

相談対応フロー図 別紙のとおり